

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県公文書管理委員会規則（令和元年高知県規則第15号。以下「委員会規則」という。）第6条の規定に基づき、高知県公文書管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号。以下「条例」という。）、委員会規則及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）において使用する用語の例による。

(会議の招集等)

第3条 会長は、委員会規則第4条の規定により、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 会議は、会長が簡易迅速な審査のため必要があると認めるとき又は特に緊急の必要があると認めるときは、あらかじめ委員に通知した上で、文書その他の方法による審議とすることができる。この場合において、会長は、当該審議の結果を次の会議において報告しなければならない。

3 会長は、会議の議事を整理し、その秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

4 前3項の規定は、委員会規則第3条第1項に規定する特定歴史公文書等不服審査会（以下「審査会」という。）の会議について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「審査会長」と、「委員」とあるのは「審査会の委員」と読み替えるものとする。

(委員会の議事録)

第4条 会長は、議事の経過について、議事録を作成して委員会に報告するものとする

2 議事録は、公開とする。ただし、会長は、必要があると認めるときは、委員会に諮って、議事録を非公開とすることができる。

3 委員会の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ

(案)

中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるものを除き、公開するものとする。

(条例第14条第3項に係る審査等)

第5条 条例第14条第3項の規定による公文書管理規程の制定又は変更に係る審査は、実施機関からあらかじめ、公文書管理規程の制定又は変更の案その他必要な資料の提出を受けて行うものとする。

2 前項の審査は、条例第1条の目的を踏まえ、提出された制定又は変更の案の妥当性を審査するものとする。

3 条例第14条第3項による委員会の意見は、提出された制定又は変更の案が適切であるか不適切であるかのほか、適切であるための条件その他参考意見を付すことができるものとし、当該意見は、実施機関に対し、文書で行う。

(条例第25条第2項の規定による諮問の審査等)

第6条 条例第25条第2項の規定により知事から諮問があったときは、会長は、事案ごとに委員のうちから3名を審査会の委員として指名し、諮問に関する事項については、審査会に付託する。

2 審査会は、条例第25条第3項において読み替えて準用する高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第16条の2から第16条の8までの規定に基づく委員会の権限を処理する。

3 条例第25条第2項の規定により委員会の権限に属させられた事項については、委員会規則第3条第6項の規定に基づき審査会の議決をもって委員会の議決とする。

4 審査会は、審査会長が招集する。

5 審査会の所掌事務について、議事録及び会議資料は、条例第25条第3項において読み替えて準用する高知県情報公開条例第16条の7により、非公開とする。

6 審査会の所掌事務に関する特定の事件につき、委員会規則第4条第4項に規定する自己の利害に関係する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、次に掲げる者であるとき、又はあったとき

ア 審査請求人

イ 参加人

ウ 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(案)

エ 利用請求又は審査請求手続に関与した公務員等又は県が設立する地方独立行政法人等の役員若しくは職員

(2) 前号のアからエまでに規定する者が法人又は法人でない社団若しくは財団である場合、委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、これらの代表者若しくは管理人であるとき、又はあったとき

(3) 委員が第1号のアからエまでに規定する者の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき

(4) 委員が第1号のアからエまでに規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき

(5) 委員が審査請求事件について条例第25条第3項において読み替えて準用する高知県情報公開条例第16条の2第4項の規定により、意見の陳述又は鑑定を行う者となったとき

(6) 委員が第1号のアからエまでに規定する者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあったとき

(7) 委員が審査請求事件に係る特定歴史公文書等を作成したとき又は審査請求事件に係る特定歴史公文書等に委員に関する情報が記録されているとき

7 審査会長は、審査会に属する委員が前項各号に該当すると思料する場合は、直ちに、会長にその旨を報告しなければならない。

8 委員は、自らについて第6項各号に規定する特別の利害関係を有する場合に準ずる事情があるとき、同項第1号アからエまでに規定する者との間で取引関係又は委任契約関係があるとき、同号アからエまでに規定する者が知人であるときその他の審査請求事件に係る調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会長に対して、その旨を申し出ることができる。

9 前項に規定する申出を受けた審査会長は、特に必要がないと認める場合を除き、直ちに会長に当該申出の内容を報告しなければならない。

(条例第32条第1号の規定による諮問の審査等)

第7条 条例第32条第1号の規定による規則の制定又は改廃の立案に係る諮問の審査は、知事からあらかじめ、規則の制定又は改廃の案その他必要な資料の提出を受けて行うものとする。この場合において、当該規則が条例第39条に規定する公文書管理規則であるときは、同項に規定する関係実施機関の意見の提出を受けるものとする。

(案)

- 2 前項の審査は、条例第1条の目的を踏まえ、提出された制定又は改廃の案の妥当性を審査するものとする。
- 3 条例第32条第1号の規定による諮問に対する委員会の答申は、提出された制定又は改廃の案が適当であるか不適当であるかのほか、適当であるための条件その他参考意見を付すことができるものとする。

(条例第32条第2号の規定による諮問の審査等)

第8条 条例第32条第2号の規定による保存期間が満了した公文書ファイル等の協議に係る諮問の審査は、知事からあらかじめ、協議が行われた公文書ファイル等の一覧並びに当該公文書が歴史公文書等に該当するかどうかの実施機関の判断及び知事の意見その他必要な資料の提出を受けて行うものとする。

- 2 前項の審査は、条例第1条の目的を踏まえ、提出された実施機関の判断の妥当性を審査するものとする。
- 3 委員会は、諮問を受けた公文書ファイル等について、必要があると認める場合は、実施機関に対し、当該公文書ファイル等の提示を求めるものとする。
- 4 会長は、第1項の審査に当たり、指定する公文書ファイル等について、会長が指名する委員の意見を聴くことができる。この場合において、当該委員は、当該公文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するかどうかの意見を委員会に報告するものとする。
- 5 会長は、第1項の審査に当たり、指定する公文書ファイル等について、会長が適当であると認める者の意見を聴くことができる。この場合において、会長は、当該公文書ファイル等の秘密の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 条例第32条第2号の規定による諮問に対する委員会の答申は、提出された実施機関の判断が適当であるか不適当であるかのほか、適当であるための条件その他参考意見を付すことができるものとする。

(条例第32条第3号の規定による諮問の審査等)

第9条 条例第32条第3号の規定による特定歴史公文書等の廃棄に係る諮問の審査は、知事からあらかじめ、廃棄しようとする特定歴史公文書等に係る条例第15条第4項に規定する目録、複製物の有無、廃棄に至った経緯その他の必要な資料の提出を受けて行うものとする。

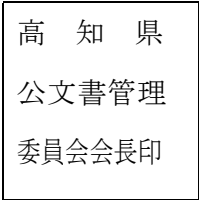
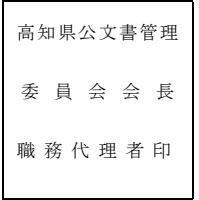
- 2 前項の審査は、条例第1条の目的を踏まえ、諮問に係る特定歴史公文書等の廃棄の妥当性を審査するものとする。

(案)

- 3 委員会は、必要があると認める場合は、知事に対し、諮問に係る特定歴史公文書等の提示を求めるものとする。
- 4 条例第32条第3号の規定による諮問に対する委員会の答申は、特定歴史公文書等の廃棄が適当であるか不適当であるかのほか、適当であるための条件その他参考意見を付すことができるものとする。

(公印)

第10条 会長及び会長職務代理者の公印は、次のとおりとする。

公印の種類	ひな形	寸法 (mm)
高知県公文書管理委員会会長印		方21
高知県公文書管理委員会会長職務代理者印		方21

- 2 前項に規定する公印は、総務部文書情報課長が管理するものとする。

(雑則)

第11条 委員会規則及びこの要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

- 2 委員会規則及びこの要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会長が審査会に諮って定めることができる。

附 則

この要領は、令和元年7月 日から施行する。